

白岡市告示第14号

白岡市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱を次のように定める。

令和8年1月28日

白岡市長 藤井 栄一郎

白岡市国民健康保険税の普通徴収に係る納付方法に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、白岡市国民健康保険税条例（昭和29年白岡町条例第14号）第10条の規定による普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納付方法)

第2条 普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法は、口座振替により行うものとする。ただし、口座振替により難いと認められるときは、納付書その他の方法により行うことができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。